

全国代表者会議規則

(目的)

第1条 全国代表者会議(以下「代表者会議」という。)は、全日本柔道連盟(以下「全柔連」という。)と全柔連加盟団体である都道府県柔道連盟・協会(以下「都道府県連」という。)との交流と円滑な意思疎通を図り、この法人の運営に都道府県連の意見を反映させ、以て柔道のより一層の振興、発展を図ることにある。

(会議の回数)

第2条 代表者会議は、定例会議として毎年度1回開催するほか、必要な場合には臨時会議を随時開催する。

(招集)

第3条 代表者会議は、理事会の決議によって会長が招集する。

(代議員の選出)

第4条 各都道府県連は、その役員の中から代議員1名を選出し、各代議員がその選出団体を代表して代表者会議に出席する。

- 2 都道府県連は、代議員を選出した場合には、その氏名、役職を全柔連に書面で提出しなければならない。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、都道府県連で選任された後最初に開催される定例の代表者会議の次々事業年度に開催される定例の代表者会議の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した代議員の補欠として選任された代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(代表者会議の出席者)

第6条 代表者会議の出席者は、以下のとおりとする。

- (1) 第4条で選出された代議員
 - (2) 全日本学生柔道連盟、全日本実業柔道連盟の代表各1名
 - (3) 日本中学校体育連盟柔道競技部と全国高等学校体育連盟柔道専門部の代表各1名
 - (4) 全柔連会長、副会長、専務理事、事務局長、および専門委員長、特別委員会委員長
 - (5) 監事
 - (6) その他理事会が必要と認めた者
- 2 代議員が代表者会議に出席できない場合には、代理人が代表者会議に出席できる。ただし、代理人は当該都道府県連の役員でなければならない、かつ、1人でなければならない。

(議長・副議長の選出)

第7条 代表者会議は、出席代議員の中から議長1名、副議長2名を互選で選出する。

- 2 議長と副議長は、原則、別のブロック(定款細則別表1に定める地区をいう。以下、同じ。)から選出されるものとする。議長は当該会議の議事を司り、議長が欠けた時は副議長のいずれかが議長を務め

る。

(代議員の役割)

第8条 代議員は、会議にて自らが代表する都道府県連の現況等を報告するとともに、全柔連に対する質問や要望、及び意見交換等を行う。

(代表者会議の役割)

第9条 代表者会議は、全柔連に対する要望や意見を全柔連に提出することができる。

(全柔連の対応)

第10条 全柔連は、代表者会議の要望や意見を十分に尊重し、真摯に対応する。全柔連はまた、代議員に対し、理事会・評議員会の議事内容及び重要な活動等を適宜連絡する。

(幹事会)

第11条 幹事は、代議員の中からブロックごとに1名選出する。ただし、議長と副議長が所属するブロックを除く。

2 幹事会は、幹事、議長、副議長及び関係理事・事務局で構成する。

3 幹事会は、代表者会議の円滑な運営のため、代表者会議の前に議題等の打合せを行う。

(兼務)

第12条 代議員は、理事または評議員を兼ねることができる。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規則は、平成26年2月1日から施行する。

2. この規則は、平成27年12月9日から施行する。